九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

司法アクセスとLegal XML

上田, 竹志
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

https://doi.org/10.15017/1786942

出版情報：法政研究. 83 (1/2), pp.244-266, 2016-10-03. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University
バージョン：
権利関係：

研究ノート

司法アクセスとLegal XML

上　田　竹　志

はじめに
一　日本における司法制度へのICT導入
二　正義へのアクセスとICT
三　米国における司法アクセスとICT
四　日本に対する示唆
おわりに

はじめに

今世紀初頭、わが国の司法制度改革において、ICT（情報コミュニケーション技術、以下同じ）を司法制度に導入する提言がなされた。また学説の側からも、ICT導入の具体像について、さまざまな提言がなされた。[(1)] しかしその後、ICT導入の進捗は決して順調とはいえない。[(2)] しかし、社会全体にICTが浸透し、取引や社会活動のスピードが劇的に加速している状況を思えば、司法制度へのICT導入が極めて緩慢なことは、司法制度と全体社会との不整合を招くおそれも懸念される。

ただし、一口に司法制度（ここでは、司法アクセスまで含めた広義の民事司法制度を想定する）へのICT導入といっても、司法制度自体、極めて複雑な制度の複合体

(1)　参考文献として、上田竹志「民事訴訟手続のICT化」法律時報83巻７号32頁に挙げたものを参照。
(2)　詳細につき、上田・前掲注（１）34頁。なお、論考は2011年のものだが、2016年時点においても、仄聞の限りICT導入状況に大きな変化はない。近時の状況につき、川嶋四郎「法律サービス（特に、民事裁判）におけるICTの活用に向けた実証研究について」高橋宏志ほか編『伊藤眞先生古稀祝賀論文集　民事手続の現代的使命』（有斐閣・2015年）1325頁。

である。そのどこにどのようなICTを導入するかは、決して単一の原理や観点から説明できるものではない。そこで、司法制度におけるICT導入について、「誰が何を観察・規律するのか」という観点から、以下のように整理を試みる。[(3)]

第一に、司法制度が、ICTが導入・普及された社会全体を観察・規律する局面を考えることができる。この局面は、さらに法制度にとってマクロ・ミクロ双方における観察・規律として細分化可能である。前者については、情報化社会に対応した一連の立法（情報法）を挙げることができ、後者については、裁判における法的判断によって、ICTに関する情報がどのように観察・評価されるかが問題となる。ここで法的判断とは、証拠調べ・事実認定・法適用からなる一連の判断過程を想定するが、その中で観察対象としてのICTとは、上記の情報法の適用および法形成のほか、証拠方法としての電子証拠の証拠調べ手続全体（証拠能力、証拠調べ手続、経験則の取捨選択など）が問題となろう。[(4)]

第二に、民事訴訟手続等の司法制度自身の中に、電子的手段を取り入れる局面が挙げられる。ここでは、司法制度・実務または学説が、ICT化を通じて、あるべき司法制度をいかに構築するかという、自己観察・自己規律が問題となる。インターネット等を用いた電子申立て、訴訟費用のクレジット決済、訴訟記録の電子化、遠隔ビデオ法廷（サイバーコート）などが、具体的な問題として挙げられよう。本稿の扱う司法アクセスのICT化やLegal XMLも、ここに含めることができる。

第三に、観察の立脚点を司法制度ではなく情報化された社会や自然科学的な観点に置くことで、司法制度を現象的に観察する局面が挙げられる。法情報学を、そのような観察・研究を行う学問領域として挙げられよう。[(5)]

以上のような広範な問題領域のうち、さしあたり本稿は先述の通り第二の局面を扱う。そして、近時米国において議論がなされている、Legal XMLの現状とその導入の背景について若干の紹介を行い、わが国におけるLegal XMLの必要性および具

---

(3)　司法制度とICTとの関係を総合的に俯瞰するものとして、指宿信『法情報学の世界』（第一法規・2010年）、同「テクノロジーと司法制度」総合法律支援論叢６号１頁。

(4)　電子証拠について、米国におけるＥディスカバリーにつき、ケネスN.ラシュバウム・菊池毅「米国民事訴訟における証拠開示と電子情報（Ｅディスカバリー）の実務について」国際商事法務38巻10号1340頁、土井悦生・田邊政裕「米国ディスカバリ手続の法と実務〔８〕〜〔９〕」国際商事法務38巻10号1405頁、12号1698頁など。

(5)　この領域における功績として、たとえば人工知能技術による法的判断の構造化・再現の試みが挙げられる。吉野一編『法的人工知能』（創成社・2000年）。

体的提言を試みる。

一　日本における司法制度へのICT導入

民事訴訟法においては、すでに1996年改正で、証拠法の分野においてデジタル情報を準文書として取り扱う旨の規定（民訴法231条）が置かれたほか、ファクシミリを用いた書面の送信（民訴規則３条、47条１項、123条３項、226条４項）、調書記載に代わる録音テープ等への記録（民訴規則68条）や書面等の引用添付（民訴規則69条）、電話会議システム（民訴法170条３項、同176条３項）、証人尋問におけるテレビ会議システムの利用（民訴法204条、210条、215条の３）ができるよう、当時の情報技術の水準に対応した手続規定の手当てがなされていた。また、支払督促手続については、電子情報処理組織を用いた申立ての特則（民訴法397条、平成16年に改正）も設けられた。当時は、OCR用紙を用いた申立てがなされた。[(6)(7)]

その後、先述した2001年の司法制度改革審議会意見書では、「裁判所の訴訟手続（訴訟関係書類の電子的提出・交換を含む。）、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術（IT）の積極的導入を推進するため、最高裁判所は、情報通信技術を導入するための計画を策定・公表すべきである」との提言が行われた。[(8)]

---

(6)　民訴規則238条２項に基づき、「電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続における支払督促の申立ての方式等に関する規則」が最高裁判所規則として制定されたが、後述する平成16年民事訴訟法改正に伴い、民訴法397条は管轄規定となり、また電子的申立ての根拠条文は132条の10第１項に統一された。これに伴い、電子的な支払督促申立ての方法についても規則改正がなされ、平成18年に、「民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則」が制定された。

(7)　法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』（商事法務・1996年）455頁、林道晴「『電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続における支払督促の申立ての方法等に関する規則』の解説」判例タイムズ957号４頁、梅原明「電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続の特則」三宅省三ほか編『新民事訴訟法大系　第４巻』（青林書院・1997年）。

(8)　司法制度改革審議会意見書Ⅱ－第１－７－(3)(31頁)。その説明として、以下のように記された。「各裁判所においては、各裁判官・職員へのパソコンの配備、裁判部単位でのネットワークによる期日進行管理情報の共有や、不動産執行・破産・調停・支払督促などの分野における事件処理システムの開発・導入等を進めてきた。また、民事通常事件の受付から終局までを対象とする民事裁判事務処理システムの導入が開始されている。さらに、新民事訴訟法により、民事訴訟手続におけるテレビ会議システムの利用などの途が開かれ、活用されている。しかしながら、現在の情報通信技術（IT）の発展は目覚ましく、手続の効率化、迅速化及び利用者に対するサービスの増大という見地から、訴訟手続等における情報通信技術の積極的利用を一層推進する必要がある。このため、裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面において、データベース、インターネット等の情報通信技術を更に積極的に導入し、活用すべきであり、インターネットによる訴訟関係書類の提出・交換などについても検討すべきである。このような見地から、最高裁判所は、今後の技術革新にも柔軟かつ積極的に対応していくよう、情報通信技術を導入するための計画を策定・更新し、公表していくべきである。」

それを受けた平成16年の民事訴訟法改正においては、支払督促も含めた民事訴訟手続における申立てについて、オンライン申立て、および督促手続についてはオンラインによる処分告知、電磁的記録による作成の規定を置いた（民訴法132条の10、399条、400条[(9)]）。その後、家事事件手続・非訟事件手続においても、電話会議システムの利用を認める規定が置かれている（家事54条１項、非訟47条１項）。

しかしその後、訴訟制度に対するICT導入の進捗は、督促手続のオンライン化を除き停滞していると評して良い状況である[(10)]。国外ではすでに多くの国でICT実装が進んでいる状況を見ると[(11)]、早急な手当てが望まれる。

とはいえ、ICT導入は、明確な導入目的がなければ単なる予算とマンパワーの浪費に終わることも多い。ここで確認的に、司法制度へのICT導入の目的について考えると、さしあたり以下のようなものを挙げられる（ただし、以下の区別は網羅的でも明確でもなく、重複・欠缺があろう）。

第一に、司法制度（ないし法曹業界）におけるコスト・時間削減の目的が挙げられる。具体的には、ICT導入によって訴訟記録保存のための設備やコストの圧縮、文書送付・送達の時間やコストの圧縮を期待できる。実際にこの目的は、世界各国で司法制度のICT化を推進する主要な理由のようである[(12)]。

第二に、司法制度の規範的正統性を向上させる目的が挙げられる。すなわち、消極的には、電子化された手続や訴訟資料が、従来の手続の適法要件を害するものでないかという問題[(13)]、積極的には、伝統的な訴訟上の諸価値を、ICTの支援を通じてよりよく実現させるという課題がある。

第三に、司法制度の社会的正当性を向上させる目的を挙げることができる。すなわち、ICT導入の適法・不適法とは別次元で、国民の裁判を受ける権利（憲法32条）を実質的に保障するために、ICTを活用するという課題がある。これは、いわゆる「正

---

(9)　小野瀬厚・原司編『一問一答平成16年改正民事訴訟法・非訟事件手続法・民事執行法』（商事法務・2005年）、小林宏司「『民事訴訟法第132条の10第１項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則』の解説」判タ1217号４頁。

(10)　詳細について、上田・前掲注（１）34頁。

(11)　MIKLÓS KENGYEL & ZOLTÁN NEMESSÁNYI (ED.), ELECTRONIC TECHNOLOGY AND CIVIL PROCEDURE, Springer (2012).

(12)　米国における裁判所のペーパーレス化につき、日本弁護士連合会『弁護士業務改革シンポジウム報告書』（2005年）参照。

(13)　MASANORI KAWANO, ELECTRONIC TECHNOLOGY AND CIVIL PROCEDURE — APPLICABILITY OF ELECTRONIC TECHNOLOGY IN THE COURSE OF CIVIL PROCEDURE, *supra* note 11, p. 3. がこの点について慎重な姿勢を示す。

義へのアクセス」（司法アクセス）の充実に関わる問題であり、具体的には、たとえば経済的困窮者や少額事件、障碍者や言語マイノリティの司法アクセスを向上するツールとしてICTの活用可能性を探ることが考えられる。

筆者は、すでに第二の目的に関わるICT導入について論じたことがある[(14)]が、本稿は、主に第三の目的にかかわる問題について論じる。その際に、司法アクセスをめぐる議論と、それに関連した司法制度へのICT導入につき、米国の近状を概観し、日本への示唆を考える。

二　正義へのアクセスとICT

「正義へのアクセス」（司法アクセス）についてはすでに、M.カペレッティ・B.ガースの主導による「正義へのアクセス」プロジェクト、および我が国においても小島武司教授の一連の労作をはじめとする議論の蓄積がある。それに従えば、司法アクセスには以下の段階が考えられる[(15)]。

第一に、貧困者のためのリーガルエイドの充実が挙げられる。無料法律相談やプロボノ弁護士による訴訟支援などが、その具体的方策としてあげられよう。

第二に、公害・環境被害や消費者被害等の、拡散少額多数被害の救済が挙げられる。米国におけるクラス・アクション制度が、この問題に対する具体的処方箋として語られることが多いが、これはとり得る手段の一つに過ぎず、集団訴訟の組織、団体訴権、二段階訴訟など、拡散少額多数被害救済のために手続法がとり得るスキームは複数ある。我が国においても、消費者法の分野で、適格消費者団体による消費者被害の差止請求権の付与（消費者契約法12条１項、特定商取引法58条の18～24、景品表示法10条、食品表示法11条）、特定適格消費者団体による二段階訴訟（消費者裁判手続特例法）など、かならずしも従来の「クラス・アクション・アレルギー[(16)]」

(14)　上田・前掲注（１）。
(15)　M.カペレッティ・B.ガース／小島武司訳『正義へのアクセス』（有斐閣・1981年）27頁。
(16)　新堂幸司「クラス・アクション・アレルギーの予防のために」同『民事訴訟法学の基礎』（有斐閣・1998年）185頁（初出1975年）。もっとも、右論考自体はドイツ的な体系構築に馴染むわが国の民事訴訟法学と、プラグマティックな性格の強い米国のそれとの齟齬から、研究者によるアレルギー反応を懸念したものであるが、本文の消費者裁判手続特例法の立法過程においても、経済界から「日本型クラス・アクション制度の導入」に対する（正確とはいえない）懸念の声が上がった。

に直面しない形で、個別権利者による提訴を通じた権利実現が期待できない事件類型につき、新たな訴訟制度の整備が進んでいる。[17]

第三に、司法制度とADRとの連携を通じた、「正義の総合システム」構築が挙げられる。我が国においても、司法制度改革以来、ADR基本法の制定など、ADRの社会的活用を促進する制度基盤の整備は進んでいる。ただし、現実にはADRごとの利用頻度に差が生じているようであり、社会の紛争解決に対する需要と、紛争解決サービスの供給のマッチングは、なお調整の余地があるようである。

第四に、正義の総合システムをさらに社会に遍く浸透させる構想として、「正義へのユビキタス・アクセス」が提唱されている。[18]

以上、司法アクセスの各段階における「波」は、順次段階的に克服されてゆくものではなく、重畳してゆく。すなわち、現在においても経済的弱者は社会的紛争解決のためのリソースに乏しいため、十分な法的救済を受けられないまま社会的に放置されるケースが多く（顕著な例として、たとえば、近時のいわゆる「追い出し屋」による被害や、貧困ビジネス被害等を挙げることができる）、リーガルエイド充実の必要性はなお高い。また、拡散少額多数被害の救済スキームは未だ包括的なものではなく、たとえば違法利益の吐き出しに関する制度整備が進まず、また消費者裁判手続特例法においても、立法過程において対象事件類型が制限されるなど、多くの課題が残されたままである。

司法制度へのICT導入は、上記第一～第四の波のすべてにおいて重要な役割を果たすことになると思われる。本稿では、筆者が調査した米国のICT導入の現状との関係から、「正義へのアクセス」とICTとの関係（どの技術が第何の波に関連する、との分析は有益でないと考え、本稿では行わない）に重心を置いて、以下米国の現状を概観し、分析を行う。

---

(17)　詳細は、山本和彦「解説　消費者裁判手続特例法」（弘文堂•2015年）、町村泰貴『消費者のための集団裁判』（LABO・2014年）、消費者庁消費者制度課『一問一答消費者裁判手続特例法』（商事法務・2014年）、伊藤眞『消費者裁判手続特例法』（商事法務・2016年）など。

(18)　川嶋四郎「『ｅ－サポート裁判所』システムの創造的構築のための基礎理論」法学セミナー653号36頁など。

三　米国における司法アクセスとICT[19]

米国においては周知の通り、連邦と州で裁判所組織が異なり、各々が管轄権の規律を有する。このうち、連邦が管轄権を持つ事件（破産事件等）については、すでに以前から、電子事件記録閲覧システム、オンライン申立てシステム、事件管理システムが整備されている[20]。これに対して、州が管轄権を持つ事件については、「正義へのアクセス」との関連で、それぞれの州でICT導入の試みが進められてきたようである。

米国におけるリーガルエイド活動は、19世紀からその記録を見ることができるとされるが、基本的には州ごとに独立した取組みがなされてきたようである。1964年に、各地で独自に行われてきた貧困者向けサービスについて、連邦レベルで基金が設立され、1974年には、連邦法（Legal Services Corporation Act, 88 Stat. 378, 42 U.S.C.§2996）に基づき、全米の民事法律扶助事業を行う非営利法人として、Legal Services Corporation（LSC）が設立された[21]。LSCは1990年代からIT技術を用いたサービス提供に関心を持ち、1998年には、裁判所やリーガルサービス機関の代表者が集結するサミットを開催し、司法アクセスサービスにおけるIT導入のための基金（LSC's Technology Initiative Grant（"TIG"））が設立された。

2012年には再び、裁判所、リーガルサービス機関、弁護士会、政府機関の代表者による二回目のサミットが開催され、2013年にはその報告書が公表された[22]。

そこで、まず各州の司法アクセスにおけるICT導入、とりわけインターネットを利用した法的サービス提供の現状について、いくつかの州の取組みを紹介した後、LSCの第二回サミット報告書から、LSCが企図する今後のIT導入戦略につき、その概略

---

(19) 以下の記述は、JAMES E. CABRAL ET AL., TECHNOLOGY TO ENHANCE ACCESS TO JUSTICE, 26 Harv. J. Law & Tec (2012) p. 241. に多くを負う。

(20) PACER（Public Access to Court Electronic Records）（https://www.pacer.gov/、URLは2016年 6 月現在。以下同じ）は、連邦控訴裁判所、地方裁判所、破産裁判所の電子事件記録閲覧システムである。CM/ECF（Case Management/Electronic Case Files）（https://www.pacer.gov/cmecf/）は、同裁判所の事件管理システムおよびオンライン申立てシステムである。笠原毅彦「民事裁判のIT化」棚瀬孝雄ほか編『小島武司先生古稀祝賀〈続〉権利実効化のための法政策と司法改革』（商事法務・2009年）961頁、1001頁。

(21) http://www.lsc.gov/。近時の米国におけるLSCの位置づけにつき、紙谷雅子「政府の資金援助と司法制度における表現の自由」ジュリ1220号116頁以下。

(22) http://www.lsc.gov/media-center/publications/report-summit-use-technology-expand-access-justice（pdf版がダウンロード可能であり、以下、参照はその頁番号による。）

を紹介する。

(1)　各州の司法アクセスにおけるICT導入の現状

経済的困窮者は、訴訟手続を維持するだけの資力に乏しいことはもちろん、弁護士等から適切な法的アドバイスを受けることも困難であることが十分にあり得る。このような困窮者に対しては、高額な弁護士サービスとは別に、より簡易で分かりやすい法情報を提供する必要がある。そこで、各州のインターネット上での取組みを見ると、いくつかの興味深い取組みが見て取れる。

LSCは、市民向けのウェブページとして、LawHelp.org[23]を、プロボノ弁護士向けのポータルサイトとして、Probono.net[24]をサポートしている。このうち、前者からは全米各州でリーガルエイドサービスを提供するホームページへのリンクが張られている。各州のホームページは、その外観から提供されるサービスまで多種多様であり、統一性はない。おそらく、TIGによる支援はあれど、各州レベルまでLSCの指導や管理がなされているわけではなく、具体的なサービスの実装・運用については、各州のリーガルエイド機関の自主的な取組みに任せているものと思われる。

一例として、ニューヨーク州のサイト(LawHelpNY.org)で特筆すべき取組みとして、当事者がウェブ上で、複数の簡単な質問に順次回答してゆくことで、その回答情報を蓄積して、背後で裁判所に提出すべき様式を作成し、最後に当事者に提供する、というサービスがある。画面では、人物の姿をした絵（アバター）から吹き出しの形で質問が表示され、回答は選択式か、簡単な記入式のものが多い。画面全体には、手続の道のりの全体像がグラフィカルに表示され、当事者は自分が現在どのようなインタビューのどの程度の段階まで進んだのか分かるようになっているようである。

このサービスの背後では、“Access to Justice Autor（a2j Autor)”というアプリケーション[25]が作動しており、このアプリケーションは、どのような質問をどのような順序で並べるか、どのようなアバターの外観にするかなどを、サイト管理者が

(23)　http://www.lawhelp.org/
(24)　http://www.probono.net/
(25)　http://www.a2jauthor.org/

設計できるようになっている。さらにa2j Autorの背後では、文書作成サービス“Hot Docs”[26]が作動しており、回答情報から裁判所に提出される文書の作成を行う機能はここで実現されているようである。これが唯一のインタビュー形式文書作成サービスではなく[27]、複数の営利企業や団体が、司法アクセスに必要なサービス群を包括的または部分的に提供しているものと推測される。

もうひとつの例として、同じくLawHelpNY.orgにおいては、現地時間で平日の9時〜21時に限られるようだが、オンラインチャットを用いた法律相談（LiveHelp）を行っている。

他州の例として、スマートフォン等のモバイル機器を利用したサービス提供の例もある。アーカンサス州では、プロボノ弁護士に情報提供を行うためのiOSアプリケーションが開発され、無償で提供されている[28]。また、イリノイ州でも類似のAndroidアプリケーション[29]があるほか、市民のための情報提供アプリケーションもある[30]。

⑵　LSC2013年報告書の提言

LSCはこれまでの経験から、民事法サービスについて未だ満たされていない需要と、利用可能なリソースとの間のギャップを埋めるために、テクノロジーが有力な道具たり得るとして、2011年暮れに、第二回のサミット開催を決定した。これに基づいて、2012年6月、2013年1月の二回のセッションからなるサミットが開催された。第二回のセッションにおいて、焦点を当てるべき6つの活動（①本人訴訟当事者のための文書作成、②クライアントの置かれた状況を総合的に考慮した最適なサービスの選別、③モバイルテクノロジー、④遠隔サービス、⑤エキスパートシステムおよびチェックリスト、⑥非包括的（unbundled）サービス）が定められた。

上記の活動を実現するための提言として、統合サービスシステム構想（Integrated Service-Delivery System）が挙げられている[31]。それによれば、市民にとっての司法

---

(26) http://www.hotdocs.com/
(27) 他の例として、“I-CAN!”を挙げることができる。http://www.legalican.com/
(28) https://itunes.apple.com/us/app/iprobono/id495613533?mt＝8
(29) https://play.google.com/store/apps/details?id＝org.ilao.probono231
(30) https://play.google.com/store/apps/details?id＝org.ilao.LegalAidApp#
(31) *supra* note 22, p. 2.

アクセスポイントを一元化し、市民は場所を選ばず、PC、タブレット、スマートフォン等からポータルサイトにアクセスし、自身の事件に最適なサービスを受けることができる。特に、平易なインタビュー形式によって文書作成サービスを受けることができ、当事者が入力したデータは、自動化された「スマートドキュメントタグ」を用いることによって、すべての司法アクセス機関で再利用可能となり、当事者に再入力を要求しないことが提言されている。また、そこで集積された事件情報は、フィードバックによる絶えざるサービスの最適化のためのリソースにもなる。

詳細な提言は多岐に渡るが、本稿との関係で注目されるのは、質問回答形式で当事者から事件情報を取得し、適切な書式へ流し込む際に、“smart form XML”タグを用いて、裁判所と他の機関の事件管理システム間で、情報を再利用するとされる点である[(32)]。当事者が司法アクセス機関（ここでは、裁判所、弁護士、司法アクセス用のインタビューサービス等、広義のものを指す）に対して自らの事件情報を伝達する際、その情報が直ちに整理され、メタ情報（後述(3)）が付与されれば、その後の情報再利用はきわめて容易になる。また、このことは技術的には特に困難なことではなく、LSC報告書においても、最大の障害は技術的なものではなく、多くの州で統一的な様式を用いていないことにあるとされる（そのため、収集されるデータや、それを表現する際の様式が州ごとに異なる）。また、上記のサービスを実現するのに必要な精度のデータ規格はまだ策定されておらず、今後の課題とされている。米国におけるデータ規格の現状については、後述(3)で特に詳しく取り上げることにする。

なお、本稿の主題からは離れるが、LSC2012年サミットに関連する論文においては、司法アクセス機関へのICT導入に際しての障壁が、以下のように挙げられている[(33)]。これは、司法制度へのICT導入が進まないわが国においても、参考とすべき点が多いものと思われる。

① 様式等の統一性、標準化、単純化がなされていないこと

② テクノロジーの使用はフル装備の正義ではないとの認識

③ （実務の）変化や、利便性・質に対する抵抗

(32) *supra* note 22, p. 5.
(33) CABRAL ET AL., *supra* note 19, p. 305.

④　リーダーシップによる支援の欠如や、大規模計画にともなう障害

⑤　資金計画の欠如

⑥　テクノロジー上の決断を行う際のガイドラインの欠如

⑦　適切な政策枠組みの欠如や非弁活動（のおそれ）

⑧　サービス提供体制の分散化や、国家的なサポート体制の欠如

①につき、我が国においても、一定のモデルはあるものの、裁判所で用いられる種々の様式は詳細に法定されるわけではなく、裁判所ごとに様式や実務運用に差がある。統一的なデータ規格策定のためには、理論の側から導出できる、あるべき訴訟内情報の構造化に加えて、現実の裁判所実務における様式や運用分析を要しよう。②につき、米国においても上述のような司法アクセスは、あくまで弁護士による100％の法的サービスを受けられない者のためのもの、という認識が一般的なようである。わが国においても、おそらくICTによる法的サービスが弁護士の市場に侵入する、と考えるべきではなく、むしろ弁護士サービスの非包括的（unbundled）利用、すなわち紛争処理の全プロセスのうち一部分だけ、当事者の経済能力に見合った弁護士利用を行う（全紛争処理プロセスのマネージメントは、ICTも含めた様々な支援の下、自助的に行う）可能性も含め、弁護士業の形態に新しい可能性と膨らみをもたらし得るものと理解すべきだろう。③については、旧来の訴訟実務からの変更を嫌う実務家が存在し得ることは、わが国でも容易に想像できる。この点、時間やコストの大幅な向上を実証する、新しいテクノロジーの使用者にインセンティヴを与え、評価・宣伝してもらう等の提言がなされている。[34] ④はわが国においても当てはまり得ると思われるが、司法組織の上位にいるものは、旧来の業務方法に長けているものの、新しいテクノロジーを使いこなす自信や知識にしばしば欠けるため、ICT導入に消極的になりやすく、そして組織のトップがICT導入プロジェクトを擁護しなければ、プロジェクトは進まず、先細りとなるとの指摘がされる。このため、成功例の提示や、コスト・リソースの可視化が重要とされる。[35] ⑤についても、司法アクセスサービスは本来的に利用者からの報酬のみで成り立つことが難しい事業のため、公的資金の投入を国民が受け入れられる素地が必要となろう。⑥についても、

(34) CABRAL ET AL., *supra* note 19, p. 309.
(35) CABRAL ET AL., *supra* note 19, p. 310.

わが国の裁判所に導入されるICTシステムが、技術的規格の一貫性を欠き、互いに互換性のないシステムが乱立した時期があったとされる。また、司法アクセスという観点からは、裁判所内へのシステム導入だけが問題なのではなく、関連するADR機関・仲裁機関・弁護士事務所・法テラス等の様々なプレーヤー間で、事件情報の伝達・再利用が可能な技術標準を定めなければ、裁判所内外の情報伝達が困難・不便となるおそれもある。技術標準の策定は、多くのプレーヤーを巻き込んだ場でなされる必要があると思われる。⑦については、米国においても、いくつかの法的サービスが非弁活動に該当するのではないかとの懸念が、実際に複数の州で出ているようである[36]。わが国においては、司法アクセスの拡充に弁護士が何らかの形で関わることが多いが、制度上は弁護士のかかわらない非認証ADR機関（ADR法５条以下参照）等の存在もあり得る。また、今後ICTを活用した支援において、ICTが一定の判断作用（最適サービスの選択など）を含む当事者支援を行う場合の、ICT導入にかかる民間企業の責任範囲を明確にする必要が生じ得ることも予想される。多様な当事者支援のあり方を萎縮させることがないよう、ICT利用に関する弁護士法等の適用・運用について、明確なガイドラインを策定することが望ましいと思われる。

⑶　司法アクセス機関におけるデータ規格（XMLスキーマの活用）

米国司法アクセス機関におけるデータ規格の活用を論じる前に、確認的に、ここで問題となるデータ規格、とりわけXML技術の概略について説明する。

XML（eXtensible Markup Language）とは、テキスト情報に任意のメタ情報を付与するための、World Wide Web Consortium（W3C）によって策定・勧告されている、国際的な規格である。メタ情報には、文書全体に関する情報（文書の作成日、作成者、作成環境など）や、文書の一部に関する情報（レイアウト、その部分のテキストの意味など）が含まれる。XML技術自体は任意のメタ情報を扱い得るが、特に法的情報につきXMLを用いて設計された情報規格を、Legal XMLと称する。

例として、通常の民事訴訟で用いられる訴状を、レイアウトに着目して（わかり

(36)　CABRAL ET AL., *supra* note 19, p. 317. わが国においても、法専門家以外の者が具体的事件に対する助言を行うことは慎重に回避されているが、ICTを用いた当事者支援においては、しばしば「法的情報（の提供）」と「法的助言」の境界線が曖昧になる。

やすさのため、日本語でタグを策定したと仮定して）メタ情報を付加すると、以下のようなものが考えられる。

＜中央揃え＞＜太文字＞訴状＜/太文字＞＜/中央揃え＞＜改行/＞
＜右揃え＞平成○○年○○月○○日＜/右揃え＞＜改行/＞
＜左揃え＞東京地方裁判所　御中＜/左揃え＞＜改行/＞
＜右揃え＞原告訴訟代理人弁護士　甲田　一郎＜/右揃え＞＜改行/＞
＜左揃え＞〒○○○－○○○○　東京都○○区・・・ ＜/左揃え＞＜改行/＞
＜右揃え＞乙原　二郎＜/右揃え＞＜改行/＞
＜左揃え＞〒○○○－○○○○　東京都千代田区○○１丁目○○＜/左揃え＞＜改行/＞…

このようなメタ情報の付加も、XMLの一例である。XMLのルールとして、テキストに任意のメタ情報ａを付加したい場合、テキストに＜a＞…＜/a＞という一セットのタグを付加する。このタグで囲まれた範囲内にのみ、タグの意味づけが及ぶ（なお、＜a/＞は、特定のテキストを囲む必要のないメタ情報である）。また、タグは重層化しても良いが、階層構造が論理的に壊れるようなタグ付けは禁止される。このように意味づけられた情報を、しかるべきアプリケーション（文書作成ソフト等）で解釈の上表示すれば、通常用いられる訴状の様式となる。[37]

これに対して、たとえば訴状のレイアウトではなく、意味内容に着目して（わかりやすさのため、日本語でタグを策定したと仮定して）メタ情報を付加すると、以下のようになろう。

＜様式題名＞訴状＜/様式題名＞
＜作成日＞平成○○年○○月○○日＜/作成日＞
＜裁判所＞東京地方裁判所＜/裁判所＞
＜原告訴訟代理人＞

(37)　実際、司法実務で用いられる文書作成ソフトで生成されるファイルにも、本文のようなXML形式となっているものもある（.docxなど）。

＜肩書＞弁護士＜/肩書＞
＜氏名＞甲田　一郎＜/氏名＞
＜郵便番号＞○○○－○○○○＜/郵便番号＞
＜住所＞東京都○○区・・・　＜/住所＞
＜/原告訴訟代理人＞
＜原告＞
＜氏名＞乙原　二郎＜/氏名＞
＜郵便番号＞○○○－○○○○＜/郵便番号＞
＜住所＞東京都千代田区○○１丁目○○＜/住所＞…

以上のように、文書の意味に着目してメタ情報が付加された場合、電子システムが当該文書の意味内容を解釈し、従来人間が行ってきた作業を一部自動化できるというメリットがある（たとえば、事件番号や作成日に従った文書の並び替えや、住所氏名またはメールアドレスを読み取って当事者に自動通知を行うなど）。

ここで挙げた例はあくまでも仮想的な例で、精度もきわめて粗い。このようなメタ情報は各司法アクセス機関が必要に応じて自由に設計しても良いが、司法アクセス機関相互にデータ交換を行いたい場合には、メタ情報の設計図を共有する必要がある。XMLの設計技術としては、DTD[38]およびXML Schemaを挙げることができる。複数の機関が共有し、ローカルルールの策定も許容する大規模なデータ規格の場合には、継承関係等を比較的容易に実装できるXML Schemaが優れていると一般に言われる。

米国内の司法アクセス機関が用いるべきデータ規格については、XMLが大いに注目されている（他の技術について比較・言及はない。複数のシステム間で交換可能なデータ規格としては、XMLが事実上スタンダードな技術なのであろう）。XML技術の優位性は後述のように多々あり得るが、米国について言えば、すでに行政手続におけるデータ規格としてXML技術が採用されていること、XML技術は、特定の

(38)　わが国においては、日本語法令外国語訳データベースシステムがXML技術を用いており、その際の情報設計にはDTDが用いられ、その仕様も公開されている（http://www.japaneselawtranslation.go.jp/rel_info/rel_info_dtd?re＝01）。その他、指宿信「XMLと立法」法律時報76巻10号153頁、小松弘「XML技術と法情報」法律時報74巻３号26頁。

アプリケーションやシステムと結びつく必要がない上、ローカルルールの追加も容易なので、各州に同じシステムを押しつけず、各州の特性に応じた自主的な司法アクセス向上の取組みと矛盾なく導入可能である点が考えられよう。

以上を前提知識として、米国における司法制度へのXML技術の導入について、筆者が理解できる範囲内での現状を概観する。

米国の司法機関におけるXML技術標準を定めるのは、データ交換標準に関する国際機関OASISのLegal XMLに関する技術委員会（OASIS LegalXML Electronic Court Filing Technical Committee）である[39]。米国にはすでに、公的機関間でデータ交換を可能にするための、語句定義およびその構造を設計するXML規格として、National Information Exchange Model（NIEM）がある[40]。上記技術委員会は、NIEM（およびUBL, W3C XML Signature Syntax and Processingなどの技術標準[41]）に準拠する形で[42]、司法関連機関の文書作成、機関間のデータ交換、事件管理用のデータ標準、プロセス標準を定めたXML規格である、Electronic Court Filing（ECF）を設計した[43]（2016年6月時点の最新バージョンは、ECF 4.01）。用いられた技術は、XML Schemaである。

ECF 4.01は、情報モデルと手続モデルの双方を設計する。このうち、情報モデルについては、文書のメタ情報と、情報／メタ情報の中で用いる概念の定義や構造が定義される。

前者は、おおまかに言って情報送受信全体に関するメタ情報、情報送信によって複数の文書が発送される場合の、各文書のメタ情報、添付ファイル（音声、静止画、動画など）のメタ情報に分けられる。添付ファイルは、Base64[44]を用いて送信される。

---

(39) https://www.oasis-open.org/committees/tc_home.php?wg_abbrev＝legalxml-courtfiling
(40) https://www.niem.gov/
(41) UBL（https://www.oasis-open.org/committees/tc_home.php?wg_abbrev＝ubl）は商業上の電子帳票規格、W3C XML SIG（https://www.w3.org/TR/xmldsig-core/）はXML用の電子署名規格である。
(42) かつてLegalXML規格として、Global Justice XML Data Model（GJXDM）があり、刑事司法機関で利用された実績があるが、NIEMに統合されたようである。現在では、NIEMの中にJXDMのサブセットを見ることができる。
(43) ECF 4.01の設計については、http://docs.oasis-open.org/legalxml-courtfiling/specs/ecf/v4.01/ecf-v4.01-spec/os/ecf-v4.01-spec-os.docを参照した。
(44) Base64とは、デジタル情報を印字可能な64（に加え、余分を埋める1種類を含めた65）種類の文字で表すデータ表現方式である。

たとえば、一度の文書発送につき、ID、発送日、発送場所、発送文書が複数ある場合には各文書の説明、文書番号、階層関係、添付ファイルの有無やその内容等が含まれる。

後者は、ECFが準拠するより一般的なデータ規格たるNIEMを参照することで、例えば「人」に関する記述（当事者、訴訟代理人弁護士等）を文書内に含めた場合、「人」に関する一連の情報（氏名、住所、社会保障番号等）を、必要に応じて（当該業務プロセスにおいて不要な情報については、XML技術仕様上、データ規格設計時にデータの出現回数をゼロに設定することができるため、強制ではない）、定まったデータ規格の下で含ませることができる。

次に、手続モデルにつき、ECF 4.01は司法における情報処理を4つのMajor Design Elements（MDE）へと機能的に分析する。すなわち、司法関連機関内および機関相互のデータ交換・データ処理として、①文書作成および送信（Filing Assembly MDE）、②受理・検証（Filing Review MDE）、③記録化（Court Record MDE）、④送達（Legal Service MDE）の四つを想定し、各MDE間でやり取りされるオペレーションを定義する。このオペレーションは、いわばプログラム言語における関数に非常に似た、オペレーション名、引数（パラメータ）および戻り値を持つ構造を採る。

たとえば、弁護士事務所や司法アクセス機関が裁判所に対して文書を提出しようとする場合、前者はFiling Assembly MDEとして、①裁判所（Filing Review MDE）に対し、当該裁判所に備えられた電子システムが解釈可能な電子データのポリシーがどのようなものであるか、GetPolicyオペレーションを裁判所に投げかけることによって、当該ポリシーを戻り値として受け取ることができる。②これに応じて、Filing Assembly MDEは文書をFiling Review MDEに提出する（ReviewFilingオペレーション）と同時に、③相手方当事者に対する電子送達を、Legal Service MDEを担当する機関に対して要求できる（ServeFilingオペレーション）。ただしこのオペレーションは、すでに手続内に参加して電子送達が可能となっている当事者に対してしか行えず、訴状送達等を電子的に行うことはできない。以下、裁判所書記官が文書を検証・受理した後、Filing Review MDEはCourt Record MDEに対して訴訟記録への編綴を要求し（RecordFilingオペレーション）、Court Record MDEはFil-

ing Review MDEに対して、訴訟記録への編綴完了を通知する（NotifyDocketing-Completeオペレーション）等のやりとりが続く。

その他、ECF 4.01は、データ送受信のあり方や電子署名の方式についても定義する。

以上、現時点において米国で定められた司法機関内・司法機関間のデータ構造やデータ交換プロセスを定めたXML規格として、ECF 4.01を紹介したが、現状の規格ですべての法的サービスに対応できるわけではない。すなわち、ECF 4.01はデータ構造およびデータ送受信の設計にとどまり、たとえば、訴訟手続のスケジュール管理機能などは、現状では射程外といえる。[45] このような機能は、XML規格とは別に一部裁判所でローカルに実装している例があるが、本来は事件情報の総体が、一つのデータ構造の中で表現できる方が望ましいだろう。

また、事件や文書の内容にまで踏み込んだデータの構造化も、ECF 4.01の射程外である。つまり、事件内容に関する情報処理は、いまだ全て人間の認識・判断作用に委ねられ、電子システムによる自動処理の余地がないことを意味する。これに対してはすでに、一方当事者の主張に対して相手方が自白／否認（Accept/Agree, Deny, Correct）等の応答を行ったことを構造化できるようなメタ情報の付加が提唱されている。[46] わが国の民事司法実務の観点からは、要件事実論的な事件の法的構造化までが想定可能ではあるが、そこまで行かずとも、事実主張のレベルで上記のように争点を明確化するメタ情報の付加は、事件のヴィジュアル化（一度データを構造化すれば、文字だけでなく、図表等によって表現するのは容易である）や、それによる裁判所・当事者の早期で適切な事件把握や共通了解の形成にとっても有用となろう。[47]

以上、米国における司法関連機関へのICT導入のうち、データ規格の策定に焦点を

(45) CABRAL ET AL., *supra* note 19, p. 285.
(46) CABRAL ET AL., *supra* note 19, p. 286. なお、伊藤篤・外山勝彦・上田竹志・笠原毅彦「リーガルXML」情報ネットワーク・ローレビュー 9 巻 2 号123頁、148頁以下。
(47) たとえば、林潤「福岡地裁における民事訴訟の争点整理手続の充実に向けた取組について」民事訴訟雑誌61号168頁、172頁、174頁で示されたような、ホワイトボードを用いた争点整理も、Legal XMLを用いた事件情報の構造化が適切に行われれば、コンピュータの画面上でほぼ自動的に表示が可能となることが予想される。

絞って紹介したが、これを踏まえた上で、わが国の司法制度および関連機関に対するICT導入の方向性と課題につき、若干の検討を試みる。

四　日本に対する示唆

⑴　司法制度へのICT導入の全体図

わが国においては、仄聞の限り、司法制度へのICT導入の全体戦略やロードマップが描かれてはおらず、種々の部分的サービスが散発的に導入されている状況と推測される。また、裁判所内外のシステムやデータにも互換性はなく、裁判所が電子データの提出を当事者に求める際にも、事実上よく利用されるいくつかのファイル形式（pdfファイル、Microsoft Wordファイル、一太郎ファイルなど）が求められるようである。

このような現状から、司法関連制度全体のパフォーマンスを向上させるICT導入に至るためには、どのような全体戦略が必要か。さしあたり、以下二つの方向性が思いつく。

第一は、裁判所が中心となってすべてのシステムを設計・実装・運用し、弁護士事務所や司法アクセス機関も、そのシステムを利用するという裁判所中心型のシステム導入である。このタイプのICT導入の長所は、統一性・信頼性の高いシステムが構築できること、十分な設備を導入すれば内部処理を高速化できること、継続的に予算を獲得できる限り、長期的運用が可能なこと、ユーザーインターフェース等を統一・一本化できることなどが挙げられる。また、閉鎖的なシステムを構築できるため、クラウド化等の必要性は低く、データ規格はシステム内部でのみ通用し、おそらくリレーショナルデータベース（RDB）等の技術を用いることが効率的であろう。

第二に、全司法制度間で交換されるデータ構造やプロセス標準だけを策定し、個々のサービスは裁判所・プロバイダが自由に設計・実装・運用するという分散型[48]のシステム構築が考えられる。米国で見たXML規格の策定による司法アクセスの充実

[48] CABRAL ET AL., *supra* note 19, p. 284は、これを“standards-based application ecosystem”と呼ぶ。

は、こちらの設計思想に属する。このタイプのICT導入の長短はちょうど裁判所中心型のそれと反対で、システムの統一性は保障されず、サービスによっては信頼性に問題があるものも生じ得るが、多様な設計思想に基づくサービスを構築可能である。時代状況の変化やニーズの顕在化に応じて、裁判所による手当てを待たずとも、局所的に迅速な対応が可能となる。裁判所は、この分散型システムにおいてはサービスプロバイダの一つ（ただし、交換不可能な重要なオペレーションを行うサービスプロバイダ）に過ぎない。ユーザーインターフェースも同様で、障碍者や言語マイノリティ等に対応した多様なUIを比較的容易に実現できる（その機能のみを個別にクラウドで提供し、各司法アクセス機関のサービスに組み入れることも考えられる）。XMLは高速処理に向かないとされるが、法的サービスに現在のICTが想定する高速処理が必要な場面は少ない。また、クラウドを利用したサービスの分散化や組み合わせの最適化も考えられる。

なお、XML技術は、上位のデータ設計に準拠しつつも、各司法アクセス機関が、自由にローカルなデータ設計を付加できるという特色がある。このことも、多様な司法アクセス環境を整備する技術的な後押しとなろう。

両者のいずれが理論的に優れていると言うことはできず、導入すべき事業の状況や環境条件によって答えは変わり得る。そこで、わが国の司法制度へのICT導入について考えると、裁判所とくに最高裁判所が、司法制度改革以来15年ほど、民事訴訟手続へのICT導入に対して消極的な姿勢を採り続けたことは周知の事実である。この姿勢が近い将来急激に転換されることを期待するのでなければ、司法アクセス機関や弁護士会等も推進者に加わった上で、分散型のICT導入を行うことが現実的であろう。データ規格策定については、単一の組織のみによってこれを行うと、他の司法アクセス機関にとってきわめて使いづらいものとなることも予想されるため、裁判所・弁護士会・司法アクセス機関・ADR機関・民間企業・研究者および技術者等の代表者からなるコンソーシアム等の形式で策定にあたることが望ましいと思われる。

⑵　日本における「正義へのアクセス」とICT利活用

いずれの国においても、経済的困窮者をはじめとして司法サービスへのアクセス

が困難な者に対する手当てを充実させる上で最大の障害は、経済的基盤の確保にあるようである。[49] ICTは、この状況を打破するツールの一つでもあると同時に、アクセスの質・量を飛躍的に向上させる可能性をも有する。[50]

わが国における「正義へのアクセス」向上のため司法関連機関へのICT導入につき、本稿では問題を以下の二つに分けて検討する。

第一は、紛争当事者が最初にアクセスする各々の単一の司法関連機関で、どのようなサービスが提供できるかである。すでに、70歳代の世帯においてもインターネット普及率は5割を超え、[51] スマートフォンの普及が先進国の中では比較的低調なわが国においてさえ、その普及率は5割を超えている。[52] また、そのインターフェースは、PC等と比べて格段にユーザーフレンドリーなものになってきており、近年ではウェアラブルデバイスの普及も注目される。このようなインターネット環境や、モバイルデバイスを司法アクセスのツールとして利用すべき社会状況は、すでに相当程度整っているといえる。

提供されるサービス内容についても、米国の例で見たオンラインチャット（またはビデオチャット）等による法律相談等は、[53] 現在わが国においても即時に実現可能であり、また民間企業が提供するサービスの利用を視野に入れれば、導入コストも低いと思われる。このようなサービスがわが国において普及していないのは、むしろ経済的・人的基盤の整備や、非弁活動のおそれに関する懸念が払拭できないこと、セキュリティ問題に対する意識などが背後にあるものと思われる。

ITリテラシーに乏しい者に対して、簡易・最適なインターフェースを用意することも可能であり、困難でもない。すでに医療や福祉の現場において、タブレット等を用いた見守りサービスが試験的に運用されている。[54] 利用者が背後で働くICTの技

---

(49)　永瀬靖明・藤井慶太・川原倫太郎「情報技術の活用による総合法律支援の充実」総合法律支援論叢5号168頁は、法テラスにおけるオンラインチャットサービスの採用を提唱するが、その背後には、法テラスの人的資源・経済的資源が限られている事情があることも窺える。また、リーガルエイドの先進国であるイギリスおよびオランダの経済的基盤に関する現状報告として、池永知樹「欧米法律扶助の新たなアプローチの可能性と限界」総合法律支援論叢8号131頁以下。

(50)　「正義へのアクセス」問題に対する原則的な対処法として、「弁護士への権利」の保障を挙げることの限界と、ICTの可能性について、池永・前掲注(49)123頁以下。

(51)　総務省「平成27年版情報通信白書」370頁。

(52)　総務省「平成26年版情報通信白書」172頁。

(53)　現在、法テラスでは日曜日以外の電話相談のほか、電子メールによる情報提供サービスを24時間体制で受け付けている(https://www.houterasu.or.jp/cgi-bin/toiawase/show_entry.cgi)。ただし、一般的な法情報の提供にとどまり、個別事件に関する法律相談サービスではない。

(54)　例として、日本郵便とIBM、Appleが共同で行う「高齢者向けタブレット等を活用した実証実験」

術を一切知らなくても、タブレットやウェアラブルデバイスのボタン一つを押すだけで、生身の人間とのオンラインビデオ相談を受けられるというサービスは、技術的には十分に可能である（むしろ問題は、やはりそのサービスを支える経済的・人的基盤等であろう）。言語マイノリティについても同様であろう。

このように、①紛争当事者の最初の司法アクセスが、ICTの支援によってスムーズに成功すること、②最初のアクセスで直ちに、先の見えない順番待ち[55]を強いられることなく、おそらく当事者が最も望むサービスであろう個別事件への法的助言にたどり着くことに加え、③司法アクセスの各局面において当事者が書き・発言した内容（テキスト、音声、映像等）のすべてがデータ化され、他の司法関連機関と共有可能な状態にすることで、当事者が同じことを何度も言ったり書いたりする弊を回避することが、いずれもICTの適切な利活用によって期待できる。

第二に、単一の司法関連機関のサービスやパフォーマンスにとどまらない、司法サービス全体の質量を向上させるために何をすべきかである。特定の司法関連機関が司法サービス全体のボトルネックとならないよう、業務改善を行うべきことは当然だが、司法関連機関相互の連携をいかに取るかについては、単一の司法関連機関の努力によっては解消し得ない。

この問題の解決策として、わが国においてもLegal XML規格を策定し、司法関連機関がこれを共有して個々のICTによる法的サービスを実現することが考えられる。Legal XML規格については、すでに紹介した米国におけるECF 4.01のほか、ドイツにおけるXJustiz[56]などの先行実績があり、これらを参考に（必要があればこれらに準拠して）、日本の司法実務に即したデータ規格を定めることが望まれよう。これによって、当事者が司法関連機関に提供した情報の再利用や、利用シーンに応じた表現形式の多様化（たとえば、事件経過を時系列に従って並べる、利害関係人の相関図を描く、両当事者の主張と応答関係を対照させる、（可能であれば）事実を要

につき、http://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2015/00_honsha/1027_01_01.pdf

(55) 法テラスの電話による情報提供サービスについて一時期、電話回線がいつも通話中で、いつつながるか分からないとの批判があったようである。これは、電話の技術的問題（順番待ちの状況が可視化されず、いつ誰の回線がつながるかが偶然に左右されるなど）が利用者にストレスをもたらしたと考えられる。

(56) http://www.xjustiz.de/

件事実論的に整理するなど、当事者が持ち出す情報に適切なメタ情報さえ付加されていれば、さまざまな見せ方が可能である）が期待できる。

また、データ規格の設計・共有に加えて、司法関連機関相互間のデータ交換および保存についてのガイドラインも必要であろう。ECF 4.01でも、司法関連機関相互間でMDEオペレーションを行う際に各機関が備えるべき機能やサーバーの同一性保証の方法、暗号化等について言及されている[57]。わが国において司法実務へのICT導入が進まない理由の一つとして、セキュリティ問題に対する懸念が挙げられるほか、電子情報を裁判所内で処理・保管するための適切なガイドラインがないことも原因の一つに挙げられると仄聞している。セキュリティ問題については、合理的な基準を設けるべきことがすでに指摘されており、ここでは大きく触れない。データ保管の問題は、裁判所外の司法関連機関についても、一定のガイドラインが設けられることが望ましい。

おわりに

民事訴訟制度が国民に対するサービスであるとの見方が提起されてから、すでに半世紀近くが経つ[58]。その後、民事訴訟制度をはじめとする民事紛争解決諸機関は、当事者優位の視点を持って制度構築を進めてきたと評価できるが、こと「サービス」という観点に立つと、現在わが国の国民が社会生活において享受している諸々の公的・民間サービスと、司法関連機関が提供するそれとの間には、いまだ質量ともに落差があり、それを埋めることは容易ではないと思われる。

すでに紹介したとおり、国民に対する司法サービスは公的な経済的支援にある程度依存しなければならないが、「大きな国家」による手厚い支援を期待することは、当面難しいと思われる。他方、ICT導入のコストは、ハードウェアの低価格化、サービスのクラウド化などによって、近年相当に低下していると評価できる。したがって現在において、ICTを利活用した司法アクセス制度の充実を目指すことは、司法ア

(57)　*supra* note 43, p. 37.
(58)　新堂幸司「民事訴訟法理論はだれのためにあるか」同『民事訴訟制度の役割』（有斐閣・1993年）1頁、43頁（初出1968年）。

クセス拡充にとって合理的な選択肢であり得る。

本稿はその短期的な可能性と、中期的な司法関連制度全体の連携の必要性およびその可能性について論じ、XML技術が後者にとって魅力的な選択肢であることを示した。

（本研究は、JSPS科研費補助金（課題番号：23330029〔研究代表者・川嶋四郎教授〕）による研究成果の一部である。）